

○財務省告示第48号
平成22年2月8日利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第30号)第五条第十一項の規定に基づき、
平成22年2月22日より告示する。

財務大臣 菅直人

二 一 発行条件等を次とのおり告示する。
三 法律の発行及び記述の法律に依る。
四 発行方法の適用

各札利格同發に札価機適下へ社第計七す別のに四財回利付國庫債券(五年)(第八十七)
申に率競時に行によ格関用一平債二号(昭和二十一年法律第三十)
込おを争に行いと競争に付し、その規定の振替に關する法律に依る。
みいその利と競争に付し、その規定の振替に關する法律に依る。
応募入札におり、価格競争に入札して行わる。その規定の振替に關する法律に依る。
募入札のとし、価格競争に入札して行わる。その規定の振替に關する法律に依る。
格決して定価である。その規定の振替に關する法律に依る。
を定価め競争競争いれ額け競争られ、価と札の入札にた入た価と札の入札に依る。

五

ハイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限国り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加額募
當お者案価
ていご分順格
るてとに次の
。各のによ割高
申応りりい

争債定特でのい者発応が行とるをよ
入市め別あ決う・第
札場る参つ定。)、
発特も加てを及び
行別の者財務をした後に
「参によるごとに大格競争入札と同
い者るに臣に行われるも参加して、財
う・発応が各國債競争入札と同
(II)、非以度債競争入札と同
価下額市入募競国を場札入と加るに臣に

六

イ

發

ニ ハ 口

入 價 入 價
札 格 行 札 格
發 競 發 競
行 争 額 行 争

特 国 行 争 非 者 特 国
別 債 入 價 ・ 別 債 發 競
參 市 札 格 第 參 市 行 争
加 場 發 競 I 加 場 入

條 特 八 国 条 特 億 は き る 六 い に 関 特 め 営 三 つ 定 う 円 額
の 別 債 の 別 億 債 の 別 三 、 發 法 百 て 基 す 別 の に 百 い に ち 面
規 会 四 に 規 会 三 に 規 会 十 額 行 律 六 は づ る 会 公 必 二 て 基 、 金
定 計 億 つ 定 計 千 つ 定 計 五 面 し 第 十 、 き 法 計 債 要 億 は づ 財
に に 円 い に に 万 い に に 万 金 た 四 万 額 發 律 か の な 千 、 き 政
基 関 て 基 関 円 て 基 関 円 額 利 一 十 円 面 行 第 ら 發 財 三 額 發 法
づ す 、 づ す 、 づ す で 七 、 金 し 二 の 行 源 百 面 行 第 二 兆
き る 額 き る 額 き る 四 条 特 額 た 条 繰 及 の 五 金 し 四 千 八
發 法 面 發 法 面 發 法 千 国 債 の 別 で 利 第 入 び 確 万 額 た 条
行 律 金 行 律 金 行 律 五 規 会 五 付 一 れ 財 保 円 で 利 第 百
し 第 額 し 第 額 し 第 百 に 定 計 千 国 項 の 政 を 、 一 付 一 五
た 四 で た 四 で た 四 五 つ に に 億 債 の 特 投 図 財 兆 国 項 十
利 十 二 利 十 三 利 十 十 い 基 関 八 に 規 例 融 る 政 二 債 の 九
付 七 千 付 七 十 付 七 六 て づ す 千 つ 定 に 資 た 運 千 に 規 億

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七
發		振額最			払
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込			行争非者
札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札格			入価・
發競価	面	札格第參市札格第參市行争發競金			札格第
行争格日	位	金發競II加場發競I加場	入行争額		發競II
格十額	平す額の振	五千	二円三一二		百国
七面	成るの記替	五万	千十万兆		九債
錢金	二。整載法	百円	九八円千		十に
以額	十数又の	九	十億八		九つ
上百	二倍は規	十八	三二百		億い
の円	年記定	億	三千五百		円て
そに	一金録に		五千九十		、
れつ	月額はよ	六	千五百		額
ぞき	ニに、る	千八	八二億		面
れ九	十九よ最振	八百	百二十三		金額
の十	十二る低替	百	三千七		で
応九	日も額口	二万	二万四百		千
募円	の面座	円	四千十		五
価九	と金簿				

の経利入価・別債行争非者特国札非
払過札格第参市及入価・別債発競
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争
み子率行争非者特国發競I加場、入

(二)
住時額金にの口るに
者にへ額よに座も係發
又おたにりつにのる行
はいだ百算い記と所時
外てし分出て載し得に
国取、のしは又て税お
法得当二た、は振がい
人す該十金前記替源で
れる國を額記録口泉、
あ者債乗か(一)さ座徵そ
るがをじらのれ簿収の
場非發た當算る中さ利
合居行金該式ものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{33}{365}$$

十 年	額 八 面 錢 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 九
む十式は〇	
も号に、募・	
のによ払入五	
と規り込決パ	
す定算金定一	
るす出額のセ	
。るしに通ン	
期た加知ト	
日金えを	
に額、受	
払を次け	
い第のた	
込二算者	

二十九八七六十五

十四

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限予以

初
期
利
子

平成財務大臣から通知を受けた者
二十二年一月二十二日
本公司は、毎年二月十日をもととして、
支拂うべき金額を算出し、その半額を年利
5%の割合で年間二回に分けて支拂うことを
定めます。この算出方法は、(1)年利5%を
年間2回の支拂い回数に換算した後、(2)その
半額を年利5%の割合で年間2回に分けて支
拂うことを定めます。

規下は期た期平定、が金と成控得は出に
す次そ銀額し二除税外しは
る号の行を、十すの国た、
期及翌休支次二る税法金前
日び営業支払の年こ率人額記
に第業う算六とをがに(一)
つ十日。式月が乗適當の
い六にたに二でじ用該算
て号支当だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払